

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 3-32	第1回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会		
開催日時	平成20年12月19日（金） 午前10時00分から 午前11時30分まで			
開催場所	墨田区役所17階 区議会第1委員会室			
出席者数	委員16人（青山 侑 保井美樹 谷本有美子 坂下 修 木内 清 加納 進 高柳 東彦 阿部洋一 小川 昭 末富裕二 須貝利喜夫 瀧澤賢司 中川 勝右 七岡 剛 平井信吾 田中 進） 区長 （山崎 昇） 幹事10人（織田雄二郎(企画経営室長) 岡田 貢(総務部長) 鶴間純治(総務部参事) 小川幸男(区民活動推進部長) 深野紀幸(区議会事務局長) 中山 誠(企画経営室企画・行政改革担当課長) 穴倉義人(企画経営室広報広聴担当課長) 佐久間之(総務部法務課長) 岩瀬 均(区民活動推進部区民活動推進課長) 有田武雄(区議会事務局次長))			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	5人
	非公開(傍聴できない)			
議 題	1. 委嘱状交付 2. 区長挨拶 3. 委員紹介 4. 区側出席者（幹事）紹介 5. 会長・副会長選任 6. 諮問 7. 検討委員会の公開について 8. （仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討について 9. 次回以降の日程について			
配 付 資 料	1 （仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会委員名簿 2 （仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会幹事名簿 3 （仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会設置要綱 4 審議会等の会議の公開に関する基準の概要 5 「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例」策定方針 6 （仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の必要性 7 （仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討にあたっての基本的考え方 8 （仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会検討フロー（案） 9 次回以降の検討委員会の開催予定について（案）			

	<p>参考1 墨田区基本構想</p> <p>参考2 墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会報告</p> <p>参考3 墨田区協治（ガバナンス）ガイドブック</p> <p>参考4 「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例」の検討にあたり、参考となる国の会議等における報告・答申等</p> <p>参考5 「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例」の検討にあたり、参考となる他自治体の条例事例集</p>
<p>会 議 概 要</p>	<p>1. 委嘱状交付及び区長挨拶</p> <p>2. 会長・副会長選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席委員の互選により会長に青山 侑氏を、会長の指名により副会長に村上 順氏を選出した。 <p>3. 諮問</p> <p>4. 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の会議の公開に関する基準に基づき、検討委員会について公開を原則とすることとした。 ・（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討について、幅広く意見交換を行った。 ・次回（第2回）検討委員会については21年1月30日（金）17時より、第3回検討委員会については3月25日（水）13時30分より、開催することとした。 <p style="text-align: center;">.</p> <p>なお、詳細は、別紙「第1回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会 議事録」のとおり</p>
<p>所 管 課</p>	<p>区民活動推進部区民活動推進課（内線 3511）</p>

第1回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会 議事録

1. 委嘱状交付

小川幹事 （仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会を始めさせていただきます。本日は皆さま、年末のお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。区民活動推進部長の小川でございます。本日、会長が選任されるまでのあいだ、司会を務めさせていただきます。よろしくお申し上げます。それでは、まずお手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。皆さまのお手元にかなり分厚い資料が載っているかと思っておりますが、資料1から9。それから参考として、基本構想の冊子などを含めまして参考資料が五つございます。右肩に番号を打ってございますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、会議次第に従いまして、会を進めさせていただきたいと思っております。この委員会におきまして、委員をお願いしている方が19名でございます。本日ご欠席の方が3名でございます。それから、会の冒頭にお断りをさせていただきたいことが一つございます。この会につきましては会議録を残す必要がございます。その関係で各委員の皆さまのご発言につきまして、記録の正確を期すために録音をさせていただきたいと思っております。ご発言に際しましては、マイクがございませけれども、この右下にあるボタンを押していただきますと赤いランプがつくことになっております。そのランプを確認の上、ご発言をいただきたいと思います。また、写真の撮影もさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をよろしくお願い申し上げます。まずはじめに、委員の皆さまへの委嘱状の交付でございます。本来は山崎区長からお一人おひとりお願いするところでございますけれども、時間の関係もございまして、皆さま方の席にあらかじめお配りさせていただいております。大変失礼かと存じますが、どうぞお名前を確認の上、ご了承をお願いしたいと思います。それでは、委嘱に当たりまして山崎昇墨田区長からご挨拶申し上げます。区長、よろしくお願いいたします。

2. 区長挨拶

山崎区長 皆さん、おはようございます。委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。年末の大変お忙しい中、また早朝からこの検討委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。平素より皆さまには墨田区政の各般にわたりまして何かとご支援、ご協力をいただいておりますことを、本席を借りまして御礼申し上げます。

またこのたびは、墨田区の協治（ガバナンス）推進条例検討委員会の委員をお願いいたしましたところ、皆さまには快くお引き受けをいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今、司会のほうから話をいたしました。本来ならばお一人おひとりに私からお手渡しすべきところでございますが、時間の都合等もございまして、本日机上配布とさせていただいておりますことを、ぜひご了承賜りたいと存じております。

今回、このような条例の検討をお願いするに至った経緯等につきましては、のちほど担当よりご説明をさせていただきますが、本格的な地方分権時代の到来の中、自治体には自らの判断と責任において区政運営を行うことが強く求められてきております。また、区内には公共の担い手として多様な方々がいらっしゃるわけでもございまして、そういった方々の力を結集して区政運営をしていくことも大変重要となっております。平成17年に策定をいたしました墨田区基本構想の中で、21世紀初頭の区政運営をする上で、そういった力を結集する協治（ガバナンス）という理念、哲学が述べられております。さらには、その基本構想をもとにして平成18年12月に作り出した当面10年間の墨田区基本計画というものがあるわけでもございますが、その中でも墨田区の基本計画を推進する上で、区民の皆さんの参画をいただいて協治（ガバナンス）のもとに区政運営を進めていく必要があるとも述べられております。また、今日ご出席でございます青山先生を始めとして、小川さん、須貝さんに先に「協治（ガバナンス）の仕組みづくり」という

ことについての検討もしていただきました。協治（ガバナンス）を進めていく上で、ぜひこういったことを進めるべきではないかと、八つのご提案をいただいています。その中の一つに、墨田区の協治（ガバナンス）について、区民の皆さんの意思を統一した条例も検討する必要があるのではないかというご提案をいただいております。従いまして、本日、そういった過去の経緯も踏まえて、この検討委員会の設置に至ったということで、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

さらに、そういった中で、今までの議論も含めて、できるだけ区内の各界各層の代表の方々に多く参画をしていただいて検討することが極めて大切だということで、委員の皆さまにもそういう立場からお願いをさせていただいておりますので、これまたご理解のほどお願いを申し上げます。また、検討期間は1年程度とさせていただいておりますが、この1年のあいだにそれぞれのお立場から日頃考えておられること、あるいは将来に向かってこういうようにすべきではないかといった多様なご議論、そして、墨田区として協治（ガバナンス）の推進に関し条例を制定するとすれば、こういった条例がいいのではないかというようなご議論をいただきまして、ご答申をいただければと思っております。大変ご苦勞さまでございますが、どうぞよろしくをお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。ありがとうございました。

3. 委員紹介

小川幹事 続きまして、委員の皆さま方にお一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の資料に本日お集まりの皆さま方の名簿を用意させていただいております。それでは、名簿順に青山委員からお願いいたします。

青山委員 青山侑でございます。現在は明治大学で社会人を対象として公共政策大学院で教えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

保井委員 法政大学現代福祉学部というところに所属しております保井美樹と申します。10年ほど前なのですが、ちょうどお隣のリバーピア吾妻橋のマンションに1年ほど住んでいたことがありまして、今日は懐かしくまいりました。こういった条例に関しては、八王子市で参加条例づくりに数年前にかかわったことがありまして、また今回も楽しみにしております。よろしく申し上げます。

谷本委員 名簿の4番目にあります社団法人神奈川県地方自治研究センターで研究員をしております谷本と申します。よろしく申し上げます。神奈川の間人かと思われるかと思うのですが、実は私は、生まれは台東区の谷中で、現在住んでおりますのが北区でございます。神奈川は仕事とNPOの中間支援組織の理事もしているものですから、そちらのほうの活動のフィールドというところで位置付けております。専門は地方自治とか行政学ということなのですが、実際、私自身が北区で職員を15年間、数年前までしてございまして、その当時に協働という言葉がまだ世の中であまり一般的でなかったころに、実際の実践の場で活動しておりました。そういった経験を踏まえて、この10年ぐらい協働についての研究というか、実践を含めた活動をしてきておりますので、そういった視点から何かお役に立てることがあるのではないかと考えております。よろしくをお願いいたします。

阿部委員 阿部と申します。私は墨田区に住んで、もう60年ぐらいになりますが、二十数年前に、東京の下町の中で大変防災上問題があるということで、向島と寺島の一部が含まれる一寺言問地区が東京都のモデル地区になった時、町会のおじさんをやっていましたので、そのとき地元にいる人間として会に「入れ入れ」と言われる中、防災まちづくりなんて必要ねえと言って、まちづくりに反対のおじさんだったのですが、いつの間にかだんだんまちづくりの真ん中のほうにいるようになってしまって、今や一言

会を代表する人間になってしまったのです。この肩書きにあります特定非営利何とかというのが大嫌いなので、今日、何人かの方にお渡しした名刺も、一言会のほうの名刺です。墨田区といいますと、最近、すごく近代的な建物がどんどんできていますけれども、相変わらずごみごみした路地裏みたいなところがやはり一つの生活の基盤で、そのよさをしゃべれるのはお前だということで、あちこち引っ張り出されています。今回のこの検討委員会でもそんな立場で何か発言させてもらえればと思っております。阿部でございます、どうぞよろしく申し上げます。

小川委員 小川昭と申します。私は墨田区の障害者にかかわる活動をするグループ、ボランティアサークル連絡会というところでみんなと一緒に日々活動しております。縁あって障害者問題だけではなくて、山崎区長さんを始め、皆さんの話をいろいろ伺いながら、地域というのは何なのかというのをこれからも大切に考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

末富委員 おはようございます。末富裕二と申します。太平四丁目に住んでおまして、今回、公募委員ということで応募させていただいております。普段は普通のサラリーマンで、区外に通勤している者なので、あまりこういう区政にいろいろ参加しない層になるかと思うのですが、それなりの数のいる層なのかなと思っております。区内では、仲間と新タワーもできることだし、いろいろ面白いことができないかという話などもしております。その中で、いま力を入れているのが、東京マラソンを墨田区に招致する活動です。先般、区議会の皆さまにもご理解いただきまして、要望書を主催者に出していたりしております。その後、ではどうしていこうかということで、区の教育委員会事務局と打ち合わせをする中でも、やはり区側と我々住民サイドの団体とどういかに分担して作業を進めていけばいいかということが議論になります。今回、このガバナンスと非常に共通する部分もあろうかと思っておりますので、その辺の実感も含めて参加させていただければと思います。よろしく申し上げます。

須貝委員 おはようございます。八広四丁目から参りました公募委員の須貝と申します。3年前に仕組みづくり検討委員会のやはり公募委員として参加いたしまして、面白いことがスタートしたなという印象です。実はそのあと、区はスピードがあるなと思ったのは、第五吾嬬小学校の跡地を使ってコミュニティプラザを作るというガバナンス会議がすでにスタートしていることです。中川さんと一緒にメンバーとして2年前からそのガバナンス会議というものにも参加させてもらって、区民自ら何ができるかということをお勉強させてもらっています。条例があればガバナンスが浸透するスピードも全く違うと思いますので、こういう機会に、期待しながら一緒に考えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

瀧澤委員 おはようございます。瀧澤と申します。隅田川沿いで運送業を営んでおまして、ここに書いてありますが、東京商工会議所の墨田支部にもおまして、新タワーができるということでいろいろ商工会議所のほうでもまちづくりを考えております。そんなところとこういった会がどう絡むことができるのかよくわからないのですが、商工会議所の中の声も含めて皆さま方といろいろ話ができれば、墨田区のまちづくりにまた何かお役に立てるのではということで参りました。よろしく申し上げます。

中川委員 立花五丁目町会長の中川と申します。私は頭のとっぺんからつま先まで墨田の人間でございます、出世届は向島区で届けを出しております。残念ながら戦災で燃えましていったん戸籍が消えたのですが、のちほど向島区、本所区が合併して墨田区となり、戸籍が再製されました。そして日々、墨田らしい人間でありたいと思っております中、墨田区の自治組織の根幹であります町会・自治会が確か今 167 あると思うのですが、こ

れだけの民間の自治というのでしょうか、そうしたところから私のほうにご指名がかりましたので、これはぜひ墨田らしいまちづくりのための一環として参加したいと思いましてお引き受けいたしました。私はいわゆる戦後教育の第1歩のスタートにいた者でございますが、今なお、まだまだ自治という基本的な感覚がないところに、ガバナンスという、そういった意味ではかなり先端的な思想について墨田という下町がついていくのかどうか。ところが、青山先生をはじめ皆さまによると、何と自治に関しておそらく23区でフロントランナーのところにいるのではないかと。これはすばらしいことでして、戦後教育の原点は何であったかという、やはり地方自治ということが我々はあまりにも遅れていたのではないかと、浅学ですので少し勉強させていただいたのですが、地方自治の根幹である住民の意思決定が十分に届かない組織であってはならない。そういうことを我々、学校では習っていたのですが、現実の問題として、こういったところで皆さんと一緒に意見交換ならびに私の意見を述べさせていただく機会ができましたので、非常に楽しみにしております。よろしくお願ひ申し上げます。

七岡委員 公募委員の七岡といいます。私は墨田二丁目といいまして、皆さんご存じだと思いますが、北部の木造の建物が密集したところに住んでおりまして、小さな設計事務所をやっている建築関係の人間です。建築士事務所協会とか耐震補強推進協議会にも所属していろいろなことをやっているのですが、なかなか運動が進まないということもあります。私は建築のことが専門なのですが、建築というのは生活の中の一番の基盤だと思います。そこを通して自治、ガバナンスについて私自身も勉強してみたいという考えで参加させていただきました。よろしくお願ひいたします。

平井委員 はじめまして。アサヒビールから参りました平井と申します。私は企業からという立場で参加させていただいております。よろしくお願ひします。私どもアサヒビールと墨田区とは非常に長いお付き合いがございまして、もともとは当社の前身でもあります日本麦酒が東京に進出するときにこちらの吾妻橋に工場を作ったというのが始まりでございます。その工場を譲り受け、私どもアサヒビールの東京で一番歴史のある工場ということで、長らく操業させていただいております。20年前に工場を廃止しまして、そのあと、本社ビルをこちらにつくらせていただいているといったご縁でございます。また、私どもの会社にとって今年は非常に大きな年でございます、登記上の本店をこれまで中央区京橋に置いておりましたが、今年の9月1日をもってこちらの墨田区吾妻橋に移したという年でもございます。缶ビール1本1本に、これまでですと「中央区京橋」と書いてありましたが、今は「墨田区吾妻橋」と皆、入っております。ぜひご覧いただければと存じます。(一同笑) そういった立場からぜひ微力ながらお力になりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

坂下委員 墨田区議会議員の坂下と申します。今、区議会産業都市委員会の委員長を務めさせていただいております。議会の中でも、ガバナンス条例の検討会の中に、議員が入るのはどうかといった議論などいろいろありましたけれども、議会制民主主義とガバナンスの関わり、特に我々は議会人ですので、議会とガバナンスのあり方ということ、今後皆さんの意見を聞きながらぜひ確立していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

木内委員 区議会議員の木内清でございます。一区民、また一議員としていろいろ考えているのですが、墨田区役所を壊すのがいいのか、協力するのがいいのか、そういったことを含めて十分勉強していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

加納委員 同じく区議会議員の加納進と申します。生まれも育ちも向島で、現在も向島に住んでおります。議員になって5年が経過したところで、若手といえば若手のほうな

のですが、分権の推進とともに、従来は国を含めてお役所が決めたなら住民はその言うとおりに進んできたという流れから、墨田区もボトムアップ型で住民の方々からもさまざまなご意見や、団体やサークル等が生まれだして、こういったガバナンスのルールを区議会としても早く作れと、どちらかというと率先して言っていたほうです。やっという動きになって、議員という立場ですけれども、一区民としていろいろ発言させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

高柳委員 日本共産党の墨田区議会議員団の幹事長をしております高柳東彦です。よろしくお願いたします。坂下さんからお話がありましたが、私も区長が提案しようとしている条例の中身を検討するにあたって、議員が入るといことはいかなものかという疑問も呈しました。これは、二代表制の下での私の一定の考え方からそういう発言をさせてもらったのです。それともう一つ、協治（ガバナンス）という理念そのものは大変すばらしいと感じておりますが、それを今の墨田の中で具現化する中において、場合によっては住民や関係機関が区政の下請けに使われかねない、そういう問題点も多いのではないかとすることも感じております。この検討会の中で、皆さんのご意見もよくお伺いしながら、自分なりに勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

田中委員 墨田区の副区長の田中でございます。行政からの委員ということで、今回出席させていただいております。ガバナンスについては基本構想以来、いろいろな場で議論してきましたけれども、私もその都度いろいろ関わらせていただきました。今回、条例ということで、ガバナンスについて一連の流れの集大成を図っていくということになるのですが、ぜひ墨田らしいガバナンスのあり方についてご議論をいただきまして、私もそのガバナンスのもとで、行政としてどういう役割が必要なのかということについて改めて考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

4. 区側出席者（幹事）紹介

小川幹事 委員の皆さま、ありがとうございます。なお、この会議には区の職員も検討委員会の幹事として参加させていただいております。その紹介をさせていただきたいと思っております。深野さんから自己紹介をお願いたします。

深野幹事 区議会事務局長の深野でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。

有田幹事 区議会事務局次長の有田でございます。よろしくお願いたします。

織田幹事 企画経営室長の織田でございます。よろしくお願いたします。

中山幹事 企画経営室企画・行政改革担当課長の中山と申します。よろしくお願いたします。

宍倉幹事 同じく広報広聴担当課長の宍倉でございます。よろしくお願いたします。

岡田幹事 総務部長の岡田でございます。よろしくお願いたします。

鶴間幹事 名簿3番目でございます総務部参事の鶴間と申します。よろしくお願申し上げます。

佐久間幹事 法務課長の佐久間でございます。よろしくお願いたします。

小川幹事 私、これまで今日の司会進行をさせていただいております区民活動推進部長の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

岩瀬幹事 事務局を担当させていただきます区民活動推進課長の岩瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

5. 会長・副会長選任

小川幹事 引き続きまして、会長・副会長の選任でございます。会長の選任にあたり、その選任方法についてご説明をさせていただきます。お手元の資料3をご覧くださいと思います。この資料3は「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会設置要綱」ということでこの会議の設置が定められているものでございます。その第5条をご参照いただきたいと思います。「委員会に会長及び副会長を置く。」「会長は、委員の互選により定める。」「会長は、委員会を代表し、会務を統括する。」「副会長は1人とし、委員のうちから会長が指名する。」「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。」という内容でございます。そういうことでございまして、会長の選任につきましては、委員の皆さまの互選ということになっております。皆さまよりご意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

坂下委員 それでは、私のほうからご推薦申し上げたいと思います。会長には明治大学公共政策大学院の教授でございます青山先生にお願い申し上げたい。青山先生には墨田区基本構想審議会の会長もお務めいただくなど、本当に墨田区の自治に大変精通なさっております。また、過日、我々会派ではガバナンスについて、先生の講義を聴かせていただいて、いろいろ勉強させていただきました。ガバナンスについても大変造詣が深し、ぜひ青山先生に会長さんをお願い申し上げたいとご推薦申し上げたいと思います。

小川幹事 今、青山委員を会長にというご発言がございました。皆さま方いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。(拍手)

小川幹事 ありがとうございます。それでは、当委員会の会長について青山委員にお願いしたいと思います。それでは、以後の会議の進行を青山先生にお願いしたいと思います。よろしくよろしくお願いいたします。

青山会長 ただ今、会長の役を仰せつかりました。皆さまのご協力を得まして、この会の運営をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

一言最初にご挨拶を申し上げておきたいと思います。今回のこの検討委員会のもとになる墨田区の基本構想の策定過程において、この会議室でさんざん議論をしたと思います。そのときに、墨田区の今後の10年先、20年先を考えて、今の時点ではすぐにそうとはならなくても、きちんと基本構想には協治(ガバナンス)という考え方を入れておきたいということが、私ではなくて委員の皆さまのご意見で、こういった基本構想になったのだと思います。あとで説明があると思いますが、この基本構想の中では一番冒頭に墨田区を協治(ガバナンス)で運営していくということを言いまして、これは全国の自治体でもほかに全くなかったことで、日本では初めてのことなのです。しかも中身でも、ソーシャルエンタープライズ、コミュニティビジネスなど、今では他の自治体でもそういった概念が取り入れられていることが普通だと思いますけれども、当時としてはほかに全くないような表現が考え方として採り入れられたということがあったと思います。

その後、協治(ガバナンス)のガイドブックを作ったり、私も参加させていただきました

して墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会でいろいろ検討するという
こともありましたけれども、それ以上に何よりも区民の皆さんでガバナンス会議を地域で
するというので先駆けた取り組みを墨田がしてきたと思います。そういった基礎があ
って、今回、協治（ガバナンス）の推進を条例にしようということだと思しますので、
そういう今までの経過を踏まえて、今回、ここで1年間という時間が与えられておりま
すので、いい条例の提案ができるように努めていきたいと考えておりますので、どうぞ
ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、最初に委員会の構成をきちんとしておかなければならないので、副会長の
選任をいたします。要綱の第5条によりまして、副会長1名を会長が選任するというこ
とになっております。私としましては、今日欠席ですけれども、自治体法務の専門家、
つまり条例をつくる専門家であり、墨田区民でもございます村上委員に副会長をお願い
したいと考えますが、いかがでございましょうか。

委員一同 異議なし。（拍手）

青山会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。よろし
くお願いいたします。

6. 諮問

青山会長 それでは、改めて、この委員会に対して山崎区長から諮問をいただくとい
うことをいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

山崎区長 それでは、（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会会長様に
私から諮問をさせていただきます。（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に
ついて諮問。（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会設置要綱第2条の規
定に基づき、下記事項についてご検討のうえ、答申くださいますよう、お願いを申し上
げます。1、条例に関する調査・研究並びに条例に盛り込むべき項目及び内容に関する
ことについて。2、その他、協治（ガバナンス）に関し、必要な事項について、よろし
くお願いいたします。

青山会長 ただ今、山崎区長から諮問をいただきました。事務局のほうからその諮問の
写しを配布いたしますのでよろしくお願いいたします。なお、山崎区長はここで退席をいた
しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

山崎区長 それでは、ここで退席をさせていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

7. 検討委員会の公開について

青山会長 それでは続きまして、この委員会の会議の公開や議事録の取り扱い等につ
きまして決めさせていただきたいと思っております。事務局から説明をお願いいたします。

小川幹事 それでは資料4をご参照いただきたいと思います。「審議会等の会議の公開
に関する基準の概要」につきまして説明をさせていただきます。これは墨田区で行って
おります審議会すべてに共通することです。まず1として、目的。「区民及び学
識経験者等の意見を聴き、区の政策の企画、立案等に反映させることを目的として設置
されている執行機関の附属機関等の会議の公開と議事録の公表を行う際の基準を策定す
ることにより、政策形成過程からの区民の区政への参画を促進するとともに、区政の公
正の確保と透明性の一層の向上を図る」というのが目的でございます。そして、「3、会
議の原則公開」というタイトルでございます。「審議会等の会議は原則として公開する」

ということでございます。「ただし、会議の一部又は全部を非公開とする場合がある」ということで、下記に書いてございます。5番目に「会議開催の周知」、それから「傍聴の申込み」等も規定がございます。裏面にいきまして、「議事録の作成」ということで8でございますが、会議の公開非公開にかかわらず、会議の終了後に議事録を作成するというところでございます。そして、「議事録等の公表」につきましても9に書いてあるところでございます。以上が、審議会等の会議の公開ということで、区で定める基準でございます。以上です。

青山会長 ありがとうございます。以上、会議の公開等の取り扱いにつきまして、ご了解いただけますでしょうか。

委員一同 異議なし。

青山会長 ありがとうございます。では、そういう取り扱いにさせていただきます。

8. (仮称) 墨田区協治 (ガバナンス) 推進条例の検討について

青山会長 次に、この検討委員会の今後の検討スケジュール等を含めて、事務局からこの条例の検討にあたっての基本的な考え方を含めて説明をお願いしたいと思います。

小川幹事 それでは、これから資料5から8につきまして、担当課長の岩瀬から説明をさせていただきます。

岩瀬幹事 では、私のほうから資料5から8までご説明をさせていただきたいと思っております。大変恐縮でございますが、資料5をご覧くださいと思います。まず2番目のところですが、「条例策定の基本的な考え方」というところでございます。1番目としまして「条例策定が求められる背景」でございます。先ほどの区長の挨拶と重なる部分もございまして、大きく分けまして2点ということになります。1点目は「地方分権の進展に伴い、国と地方の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係へと大きく変わる中、区は、区民にもっとも身近な基礎的自治体として、「自己決定と自己責任」に基づき、地域の特性を活かし、より自主的・自立的な自治体運営を進めていく必要がある。」ならびに「少子高齢化の進展や成熟社会の到来など社会環境の大きな変化に伴って、公共ニーズが多様化・高度化する中、従来からの公共サービスの担い手である行政だけでなく、受け手であった区民など多様な主体が担い手となり、地域の様々な課題解決に取り組む必要がある」という観点からでございます。

2番目といたしまして、これまでの経緯でございます。平成17年11月に新たな基本構想を策定いたしました。「協治 (ガバナンス)」の考え方のもと、区政運営を行うというものでございます。さらに平成19年2月に「協治 (ガバナンス) の仕組みづくり検討委員会」報告がございました。その提案の中で、仕組みの一つとして「協治 (ガバナンス) の仕組みと自治推進に関する条例の策定検討」が提案されてございました。そして、19年10月です。区制60周年にあわせまして、「協治 (ガバナンス)」の考え方をまとめましたガイドブックや映像を作成しまして、広く区民の方々に普及・啓発を努めてまいりました。

裏面をご覧くださいと思います。「目指すべき条例の方向性」でございます。まず、「協治 (ガバナンス) を推進するための基本的な考え方 (理念) を定めたい」と考えてございます。2番目といたしましては「協治 (ガバナンス) の各主体の役割をしめす」。地方自治法の趣旨を踏まえ、協治 (ガバナンス) の視点にたつて、区民の権利及び責務をはじめ、区長及び執行機関の責務など、各主体の役割について明らかにしたいと考えています。さらに3番目といたしまして「情報共有・区民参加等の手続を集大成する」。この点につきましては、これまでも情報公開や審議会への公募委員の募集、パブリック

コメントの制度などの基準の作成など、区政の透明化・区民参加を進めてまいりましたが、それら個別に定めていたものを一定のルールとして条例化し、集大成を行いたいと考えているところでございます。

「策定までの進め方」です。「検討体制」はこの会「(仮称) 墨田区協治 (ガバナンス) 推進条例検討委員会」で区長の諮問により、条例に盛り込むべき項目と内容についての調査・研究を行い、その検討結果を区長に答申していただきます。ならびに区側です。行政サイドといたしまして、19年6月に設置いたしました「墨田区協治 (ガバナンス) 推進本部」のもとに、新たに庁内体制としまして「(仮称) 協治 (ガバナンス) 推進条例 庁内検討会」を設置しまして、庁内の意見調整も行います。さらに「区議会への検討状況の報告」につきましては、条例の策定に至るまで、適宜、検討状況を報告させていただければと考えてございます。そして3番目、「策定スケジュール」でございます。先ほど区長よりお話をいただきましたが、おおむね平成21年11月頃までに区長に答申をお願いしたいと考えてございます。その後、区長が、平成22年6月を目途に、条例案として区議会に提案するというものでございます。また、別表に「策定スケジュール」が記載されておりますのでご参照ください。この中で区民参画等につきまして、当然のことながら「区のお知らせ、ホームページ等により随時、区民の皆さんにも情報提供」をしたいと考えているところでございますが、今回の条例の策定を契機としまして、区民参画のプロセスもしっかり行ってまいりたいと考えてございます。これまで行われてまいりましたパブリックコメントに加えまして、できればパブリックインボルブメント、計画等の策定段階から、区民に意思表示の場を設けて参画を求めていくスタイルも行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料6をご覧くださいと思います。「協治 (ガバナンス) 推進条例の必要性」でございます。先ほど述べた部分と重なる部分がございますので、簡略にお話しさせていただきたいと思っておりますが、まず一つ目は「自己決定・自己責任に基づく自治体運営確立の必要性」でございます。2段目でございますけれども「今後、墨田区は、名実とも「自治体政府」「基礎的自治体」としての地位を獲得していくなど、区民に最も身近な「最初の政府」として自己決定と自己責任の原理のもと、地域の特性を活かした自主的かつ自立的な自治体運営をさらに進めていく必要があります。そのためにも、墨田区にふさわしい自治体運営の理念とその実現に向けた制度を整備するなど、自治体の自己革新として、協治 (ガバナンス) を推進していく枠組みが求められています。」

2点目です。こちらは今度、新たな公共の観点から、「多様な担い手による地域社会構築の必要性」でございます。2段落目でございますが、「少子高齢化の進展や環境問題の深刻化など社会環境の大きな変化や区民の価値観やライフスタイルの多様化・個別化によって公共ニーズが高度化・複雑化する中、今後、地域の課題に的確に対応するためには、行政だけが公共サービスの担い手となるのではなく、住民自治の充実を図り、多様な主体の連携による地域社会を構築していくことが重要です。そのためにも、墨田区におけるそれぞれの主体の役割を明確にするとともに、どのように協治 (ガバナンス) を推進していくのか基本原則を確認していくことが求められています」というところでございます。

資料7をお開きください。「(仮称) 墨田区協治 (ガバナンス) 推進条例検討にあたっての基本的な考え方」でございます。一つ目といたしまして、こちらは墨田区協治 (ガバナンス) の仕組みづくり検討委員会報告から出されている定義として「協治 (ガバナンス) によるまちづくりの基本理念」でございます。「墨田区における「協治 (ガバナンス)」とは、地域社会運営の仕組みであり、「区民、地域団体、NPO、企業、区など多様な主体が、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚しながら、ともに考え、行動することで、地域の課題の解決を図ろうという社会のあり方」である。」と定義してございます。下に図がございます。先ほどから繰り返しになりますが、かつてタテ型中央集権社会だったものが、今後は多様な主体によるネットワーク型社会になるというものでございます。その前提としましては「情報公開・説明責任」「参加・参画の機会と仕組み」「行動

のルール、公正な評価」などもしっかり行っていく必要があるというものでございます。

続きまして、「協治（ガバナンス）に必要な3つの力」でございます。こちらは、昨年区制 60 周年にあわせ、私どもが作らせていただきました協治を普及するためのガイドブック「協治（ガバナンス）ガイドブック」から、協治（ガバナンス）に必要な三つの力というものを定めさせていただいております「知る力」「つながる力」「行動する力」でございます。まず「知る力」とは、「一人ひとりがさまざまな方法で、生きた情報を「知る力」、「知らせる力」を持つことが大切です。そして、必要な情報が共有されることが前提となるため、多くの情報を持っている行政機関や団体、組織などには特に「知らせる力」が求められている」というものでございます。そして「つながる力」でございます。「みんなが協治によるまちづくりの主役になるためには、だれかに役割がかたよるのではなくて、それぞれの良いところを見つけて活かせる上手な仲間づくり、すなわち「つながる力」が大切です。また、それを支援する行政機関や地域のリーダーには、コーディネーターとして「つなげる力」が求められています。」そして「行動する力」です。「地域の課題と仲間を見つけたら、できることから行動する。「行動する力」でより「知る力」がアップする。このサイクルで人もまちも元気になる」というものでございます。

続きまして3番目でございます。「協治（ガバナンス）の推進条例の枠組み」でございます。何も無いところからご議論いただくのも非常に難しいということもございまして、我々のほうでお示ししている枠組みの案でございます。先ほどの基本的な考え方からまとめさせていただきますと、まずは「協治（ガバナンス）の理念の実現に向けて、多様な主体がそれぞれ果たすべき役割と責任を明確にする。」そして、「協治（ガバナンス）の推進に向けて、多様な主体がともに考え、行動するための考え方、手段、制度等を明確にする」ものでございます。まず、大きい観点としましては、「協治（ガバナンス）の基本理念」。そして、その理念の実現に向けて、「協治の担い手が果たすべき責任と役割とは」何なのか。区民等と書いてございますが、区民、町会・自治会、NPO、その他の団体、企業など。さらには区。区といいますと、区議会、区長、その他の執行機関ということになります。さらには「協治の理念に基づくまちづくりの推進の考え方とは」ということで、例えば、すみだらしいコミュニティづくり、情報の共有、区政への参加の推進、区民等と区の協働の推進などについての項目が考えられます。

続きまして4番目でございますけれども、「条例と基本構想の関係」について記させていただきます。資料の左側の施策の方向性、いわゆるビジョンの部分についてですが、「墨田区基本構想」において「めざすべき墨田区の将来の姿と協治（ガバナンス）の道すじを示し、計画的な区政運営を進めていくための指針」としましてビジョンが示されています。その具体化のために墨田区基本計画や墨田区実施計画、そしてそれぞれの個別分野の計画等がございます。しかし、そのビジョンを進めていくルールがまだ未整備でございまして、そのため、資料の右側ですが、今回の墨田区協治（ガバナンス）の推進条例を策定させていただきたいと考えているところでございます。先ほどからご説明しておりますけれども、「協治（ガバナンス）によるまちづくりを実現するための区民等各主体の役割、並びに協治（ガバナンス）を推進するための諸制度などを定めた、まちづくりの進め方のルール」を定めるというものでございます。その下になりますが、それぞれ個別施策を実現するための条例や、区政運営の進め方に関する条例等がつながっていくと考えているところでございます。

最後に資料8でございます。協治（ガバナンス）の推進条例の検討委員会の検討フロー。これはあくまでも案でございます。これはその回ごとに議論がありますので、このとおりになるかということとは確定しておりません。あくまでも案でございます。できれば、本日は、第1回ということでございますけれども、第2回、第3回、第4回までさまざまな皆さまからのご意見をいただきまして、それをしっかり中間のまとめというかたちでまとめさせていただく。その段階で幅広い区民等の皆さんからの意見を把握、反映させていただいて、答申の準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。私からの説明は以上でございます。

青山会長 ありがとうございます。それでは、本日は第1回目でございますので、ある程度自由にご意見を出していただきたいと思います。そのご意見をうかがった上で、第2回以降の進め方については一応の案が作成されておりますけれども、それは適宜修正をして進めていきたいと考えております。従いまして、今日は、今後の委員会での検討事項に対する考え方ですとか、あるいは委員の皆さんがこの問題に対してどう考えているかという問題意識といったことをご自由にお出しいただきたいと思います。すでに先ほどの自己紹介の場面でも、少しは考え方をお出しいただいたかと思っておりますけれども、さらに今後の進め方を含めて、この問題に対するご意見等があれば承りたいと思います。それから、これまでの説明に対するご質問等もありましたら、ご自由にお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

加納委員 今の事務局の説明で、例えば、資料8を見ると、第4回までの会議を受けて中間のまとめということですが、4回の会議で中間のまとめを出せるのかなという印象を受けるのです。参考資料として、他の自治体の条例をいただいておりますけれども、内容的には本区のガバナンス推進条例も限りなく自治基本条例というか、まちづくり基本条例というものに近いものになっていくのではないかという印象を受けておりました。他の自治体の議論の過程を見ると、かなりの時間、会議の回数をかけているのです。ですから、それがちょっと不安なのですが、会長のお考えも含めて、お聞かせ願えればと思います。

青山会長 先ほど事務局からも、このとおりに必ずしもいくとは限らないという説明がございました。とりあえず今日のところは、事務局からの心づもりというふうを受けとって、審議の進行過程で柔軟に対応させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

谷本委員 これまでの検討の議論を伺って、細かいところでちょっとわからないところがあったので、ガバナンスの話をご検討されてきたプロセスの中でどのような議論がされてきたかをご確認したいのですが。実は、自治基本条例を作るというお話は、私もいくつかの自治体で関わらせていただく機会がございました。そういった中、自治基本条例の中で、何を定めるのかという最初の視点としまして、今までご説明していただいたところでいきますと、協治という場が、墨田区という地方政府としてのガバナンスの問題と、地域の中での、例えば町会・自治会などを中心とする地域社会のコミュニティのガバナンスというようなところが、このパンフレット等を見ますと、どうも両方混じり合って載せられているのかなという印象を受けます。

そもそも条例というものは、私はある程度、行政の活動であるとか、区民の活動等の規制とか、権力を行使して一定程度制約を付けるものだと理解しておりますので、基本的な考え方としましては、政府にかかわる部分を条例でかなり細かく書き込むことに関しては非常に大事なことだと思っておりますが、地域社会のコミュニティづくりについても市民の責務とか義務というものが必要なのではないかという意見が出てくる場合があります。そういったことを議論することは非常に大事だと思いますので、ぜひこの会の中でもいろいろ議論をしていきたいと思っております。あまり議論を深めないままに、そうした市民が地域社会に参加することを責務とすべき規定が条例に盛り込まれている例もあります。その辺がパブリックコメントの段階になってから、それはまずいのではないかというような議論になったりもしますので、これまでの議論の中で、こういったご議論があったのかということもお伺いしたいのと、皆さんのお考えというものもこれからお聞きしていきたいと思っております。

青山会長 では、私のほうから。私はずっと墨田区はこの種の委員会に参加してきたということで、いま非常に大事な問題なので、覚えていることをいくつか報告しておきたいと思います。また、ほかにも各種委員会に参加されている委員の方がいらっしゃると思いますので、できれば補足していただきたいと思います。

まず、区という政治行政機関の役割の問題と地域コミュニティとの関係について。これはやはり基本構想の段階で、協治（ガバナンス）と冒頭を書くときに議論をいたしました。そのときの議論として結果的におおむねコンセンサスが得られたかなということ、あの頃、結構日本では構造改革が盛んで、市場原理に基づく民営化とか規制緩和が行われていった時代で、まだ今のようにその結果、いろいろな問題が出てきたということについてはあまり具体的には明らかになっていなかった頃です。確か4年前のことですが、大きな政府がいいのか小さな政府がいいのかということである、いわゆる社会主義的な大きな政府論をとらない。一方、市場原理、市場主義的な極端に小さな政府論もとらない。けれども構造改革が進んでいく中で、大きな政府に戻るのではなく、市民が地域で担えることは市民が担っていくといういわゆる自助、共助、公助の中で、自助も含めてですが、むしろ共助の部分の仕組みを地域の中でどう作っていくか。そのほうがうまくいくことも多いのではないかという流れがございまして、区の政治行政の役割と地域コミュニティの役割については、大きな政府論と小さな政府論の、言ってみれば第三の道が将来ここにあるのではないかということで、概念としては両方あっていいというのが大まかな流れだったと思います。言葉は違うし、人によってとらえ方は違ったかもしれませんが、だいたいそういう議論が収束されていって、「協治（ガバナンス）」と書いてしまおうということがあったと思います。

従いまして、この委員会の中で決めて答申すればいいことなのですが、流れから言うと、墨田区協治（ガバナンス）推進条例が、いわゆる自治基本条例とかまちづくり条例を含んだ条例であるとしても、そういう分類に合わない条例でもいいのではないかと。墨田区がずっと議論してきた流れの中で、条例の答申を作ればいいと私は受けとっていますが、何かほかの方で補足する点がありましたら、補足していただきたいと思います。

中川委員 いま会長が共助のお話をなさいました。墨田区というところは、その部分が大きく膨らむ可能性のある地域でございます。ですから、大きい政府がいいのか小さい政府がいいのかという問題と離れて、基本的な墨田の特性というのは何かというと、やはりお隣同士とか地域社会の深い結びつき。いわゆるヨーロッパ的な権利、義務、責任という問題であれば、むしろ、ねばならないよりは、努めるというような方向でしょうか。その辺、我々地域社会の一員としては、強制はしないけれどもできたら参加してほしい。そうした部分が基本理念の底辺にないと、どうしても硬直する。先ほど谷本委員のほうからお話がありましたように、義務感とか責任感でことをこの会議の中で突き詰めていくと、イエス or ノー、ブラック or ホワイト。そうではなくて、会長のお話になられた共助の部分というのを非常に大切に、そのところを膨らませていくことが最も墨田らしい姿ではないかと私は思っております。

木内委員 私が最近、気にしていることに派遣社員の問題があります。正社員と派遣社員、仕事場の中では同じようにやっても、そこには一定の枠組みがある。このガバナンスについても、そんな枠組みがしっかりと示せるのか。その範囲の中で、動きが取れる、もっていき方というか、心遣いということが一番大事ではないか。そのような枠組みをこの条例の中でうまく表現できればと思います。

阿部委員 実は「ガバナンス」という言葉自体が私はとても違和感のある言葉で、今日ここに来る 10 時ちょっと前までは何だこれかと思っていたのですが、今日ここに来ていっぱい「ガバナンス」という言葉を聞いてしまうと、当たり前になってしまったのです。しかし、これから先、このことの議論を進めていって、区民の皆さんに何らか

のかたちでもっていくときに、多くの区民の方は1時間前の私と同じだと思うのです。「ガバナンスって何？」と、まず片仮名言葉に違和感を感じてしまう。そのことをまず第一番にとらえておく必要があるかなと思います。これが一つ。

もう1点、町会という組織。私も町会のおじさんを何十年かやって来て、その立場を踏まえて先ほど申し上げた一言会という会も参加することになったのです。町会というのはとてもいい組織であることはもちろんなのですが、悪い部分も実はいっぱいあります。町会のおじさんをやっている、町内のことなんてほとんど全部わかっているくらいで、配達のおじさんが迷っていると「高橋さんなら、あそこ」とすぐ教えられた。ところが、町内には町会などの編み目からは漏れてしまっている人がいっぱいいる。その部分について全く知らないの、おれは町内のことは何でも知っていると思っていた自分がいかに思い上がっていたかということ、10年ぐらい前から感じているのです。そういった意味で、町会・自治会というものをこの中に組み入れるということはもちろん大事なだけけれども、そこにも漏れてしまう人のことも考えていかないとはいけません。

もう1点。ちょっと長くなってすみません。学生さんなどが墨田区に見学に来て、一言会とか向島学会というところに、地域の話聞かせてくれとって話を、いろいろな話をしていっている中で、地つきの人とあとから来た人の融和というのはどのように図っているのかという質問が時々あります。実は私自身本当は地つきではないのですが、60年もいけば地つきと言ってもいいでしょう。たぶん、私たち地つきの人とあとから来た人に対する思いやりといったものが意外とないのです。下町というのは人情があふれているとか何とか言うけれども、本当は排他的な部分が結構あったという反省を持っているのです。これから先、ガバナンスの問題も含めて、いろいろなことで住民と密着した行政ということを考えていくときに、新参者という言い方は変なのですが、そういった人に対するフォローを、我々結構やっているつもりで、実はあまりやっていないという気がする、そんなところも、もし含められたらいいかなという感じがします。以上3点です。

須貝委員 ちょっと観点を変えまして、条例という話が出ていましたので。条例はたくさんありますが、正直、区民はおそらくそのほとんどを知らないと思うのです。何か関わったときだけ付け焼き刃で探して、こんな条例もあるのかというケースがほとんどかと思えます。しかし、行政は条例を知ってこそ行政ができると思えますし、議会のほうも当然条例がきちんと分かっているらっしゃると思うのですが、そもそもそこに区民との現実の違いがあるということがスタートかと思えます。ですから、今回の条例は、何のための条例かということをはっきりさせることと、区民が本当に理解して納得して行動するためなのかということもポイントかと思えます。そのためには、こちらでじっくり考える時間も必要ですし、周知する時間もこれまでのようなやり方だけでいいのかということも含めて、例えばパブリックコメントをいただくからいいのかといっても、墨田はパブリックコメントが少ないケースが多い。例えば、こちらから広報会みたいなことをして、自分で話をしてさまざまな意見を聞くまでをして、条例に生かしていくような考え方がないといけないかと思えますし、わかりやすい言葉遣いをまずやっていくべきかと思っています。

七岡委員 先ほども、私は建築のことをやっているのです。そういう話をさせていただいたのですが、建築をやる場合、一つのルールがあります。行政が決めたルールという法律があって建築をするわけです。今回、公募委員に応募する動機にも書いたのですが、やはり区民側のルールも必要だと思うのです。ですから、協治（ガバナンス）という考えの中で区と区民が、概念的な言葉で言うと価値観を共有できる。区民は、区民でそういう価値観を共有できるというルールづくりが必要ではないかと思うのです。価値観というものはどういうものか決めるということは非常に難しいと思うのですが、これは、

先ほど先生がおっしゃったようにすぐにできることではないと思うのです。我々は、まず第一歩としてその礎になるようなことを作ればよいと思うのです。10年、20年、30年先、墨田の今の子どもたちが大きくなって、そのときにそれが完成してもいいと思うのです。そういう基本的な価値観が共有できるようなルールづくりというものが第一に必要なのではないかと思うのです。

末富委員 条例などで出てくる区民というのは、区民が団体に参加したりして初めて動き出すようなときに出てくる区民ではないかと思うのです。個々の区民がいろいろ地域活動に参加するという事は非常に重要なのですが、そこを規定する話ではなくて、それができたという前提で動き出す話なので、その辺の使い分けをはっきりさせておかないと、話が混乱する恐れがあるのではないかと。条例としてでも過去にもこれだけ例があるので、定例的に事務的に盛り込まれる事柄というのはひとりでも出てきてしまうと思うのですが、限られた時間の中で、墨田区として何に特色を出すかというところに絞って議論を進めていければと思います。

保井委員 いま出たご意見は、私もちょうど思っていたところなんです。ちょっと話がずれるかもしれませんが、最近、コミュニティについてのいろいろな文献を読んでいて、今、昨年7月にイギリスで出されたコミュニティ政策に関する白書を読んでいます。ご存じの方も多いと思いますが、まさにPFIなどがそうですが、イギリスでは、公共サービスを官から民へということをやつちャーの頃からやってきた。しかし、市場主義の偏重は、都市の中での格差を生み出すことにつながることもあり、改善を求める声が高くなってきました。で、最近では、単に民間に委ねればよいというのではなく、コミュニティを育て、コミュニティ全体に公共サービスを担わせる。というか、一緒にやっていくパートナーシップの考え方が出てきて、10年近くやっているのです。

しかし、今回の白書では、さらに踏み込んで「コミュニティを育てるとは何ぞや」という視点がはっきり示されています。この10年の実践で、アクションの部分、すなわち、公共サービスを住民にやってもらおうと質も上がるし、いいではないか、という意見がある一方で、高柳委員がおっしゃられたことに近いと思うのですが、サービスの担い手に大きな負荷がかかってしまったり、あるいはアクション段階での官民連携に偏ってしまっていて、そもそも地域の意思決定に住民がかかわるという重要な部分が抜け落ちていたり、あるいは全体として参加する人が一部に偏っていて、ほとんどの人が無関心だとか、そういった現状が見えてきた。それに対してどうするのか、ということですが、今回の白書を見ていて、ここまで踏み込むのかと思ったのは、個々人を育てようということで、まずは、投票率を上げたいということがいわれています。でも、投票に行きなさいと義務化するわけではなくて、投票にインセンティブを与えることを考えたりするわけですね。

先ほど来、地方政府をどうするかということも課題だということが出ていましたけれども、まさに、ほとんどの人は地域活動に参加してなくて、公共サービスを受けているだけで、何か不満があっても、まあいいかというようになっていると思うんです。しかし、その辺をしっかりとすると、ニーズをもっと出しやすくなるのではないのでしょうか。イギリスでは日本語に直訳すると「請願」になりますが、請願を出したらちゃんと対応しなくてはいけないような仕組みづくりを自治体の中に作っていくとか。また、公共サービスに不満があったら、それをきちんと救済するような仕組みもちゃんと作るうとか、そういう考え方が含まれています。

私は、こういう協治というのは、まさに住民自治を地域の中に作っていくことだと思うのです。協働の部分というのは官民と一緒に作る地域ということだと思うのですが、自治には、もう一つ、その統治機構をどうするか、墨田区であれば区役所をどうするかも考えなければならぬ。いわば「一緒に作る区役所」というのも一つの視点になるのではないのでしょうか。海外でも、パートナーシップと一緒に事業をやろうというところ

のほうが先行していて、今の点は抜け落ちていたと思います。個人として公共サービスにどう関わっていくのかというと、選挙とか個別に不満があったときに意見を出すとかその辺になるかと思いますが。そういうところを条例にどこまで書き込めるのかわからないのですが、考え方としてはそういう「一緒に作る区役所」ということも考えなくてはいけないと思います。また、それ以外に、一緒に地域をつくっていくということで「一緒に作る地域社会」というのもあると思うのです。

もう一つは「みんなで育てる区民」ではないですけれども、先ほど議論で出ていた外から来た人への対応ということですが、イギリスでは、若者も含めて子どもたちを協治の中にどう入れていくのかということに強い関心があるのです。こういった人を育てるという視点も大切ではないでしょうか。

ということで、今回の協治は、「一緒に作る区役所」、「一緒に作る地域」、それから「みんなで区民を育てよう」、そのぐらいのレベルで整理できるかなと、皆さんの意見を聞き、また、最近調査したことなどを思って、感じました。

また、条例を作ることと、そのあとの運用というのはおそらく違ってくると思いますので、どこまで書き込めるか。考え方しか書き込めない部分もありますので、その辺はやはり運用のレベルで周知もしていけないといけないし、協治の条例はどういうかたちで生かされるのかというモデル的なプロジェクトを進めていくとか、運用の部分もぜひこの委員会の中で考えていければ面白いかなと思います。以上です。

平井委員 ちょっと茫洋とした話で申し訳ないのですが、視点としてどこかに置いておきたいと思うことが、10年、20年先を考えると、墨田区民の構成が今のままではないだろうということです。例えば、日本国籍でない人もどんどん増えるだろうし、先ほど正社員、派遣社員の話が出ましたが、そういった格差も広がっていくことも想定されるかもしれない。将来、かなり多様な価値観を持った方がいらっしゃるようになってくる中で、こういった条例なりで、どういうふうに共感を持って、あるいは参加してよかったと思ってもらえるか。そういった視点をしっかりどこかに入れておくべきかという気がいたします。

高柳委員 今の議論も聞いていて感じたのですが、今回、単独の条例案を検討する中に議員が参画するというのは初めてのケースなのです。ですから、それだけ区にとってもかなり重要な基本的な条例と考えているのだらうと思うのです。その場合に、参考として示された資料の条例の事例集などを見ると、自治基本条例、それから市民参加条例みたいな、大きく二つに分かれるような中身が示されているのですが、まさかここで墨田区の憲法そのものを議論して作り上げようということではないと思うのです。ですから、墨田区の協治（ガバナンス）推進条例というのは何をねらいにして、どういう内容にしていくのかという点では、やはりある程度認識を最初のほうで一致させておかないと、あちこちに議論が行ってしまうという気がしました。

それから、私も基本構想の審議会にも参加して、いろいろ勉強させていただきましたけれども、私が繰り返し強調したのは、夢を描くのもいいけれども、夢を描くだけではなくて、やはり出発点は今の区民の暮らしの現状、気分・感情といったところにしっかり根ざして、現実的な基本構想にしていくべきではないかということも申し上げました。ですから、今回の条例についても、まだまだ区民の中にガバナンス、協治という問題があまり認識されていないという中で、今の区民生活の実態、区民の気分・感情の実態からかけ離れた理想をまとめたような条例をつくっても果たして意味があるのかなという感想も持っているわけです。その辺に、実際に作った条例が当然10年後、20年後に生きて働くような中身にしていくことが重要だとしても、今の区民の現状とか、区民の皆さんの気分・意識とのかかわりで、実際に活用できるような内容をどういうように盛り込んでいくのかというあたりも非常に大事なかなという気がしています。以上です。

瀧澤委員 私もいま高柳委員がおっしゃったことについてそう思いました。それから最初に加納委員もおっしゃったけれども、4回しかやらない会議で、皆さんが自分の所感を述べても、皆さんそれぞれにガバナンスというもののとらえ方に個人差があって、種々雑多ではないですけれども、話はなかなかまとまらない。結果的には、申し訳ない言い方だけでも、例えば会長さん、もしくは先生といわれる方が作ったものに収まってしまうということが、実はほかの会では多いのです。一応会合だけは出ているいろいろな発言するのですが、実態は、いろいろな話を聞いて言いつばなしみたいな感じで、そんな時、まとまったものは全く違やかたちのものになっている。もし4回の中で収めていくのであれば、いま末富委員もおっしゃったけれども、こういうことをやりましょうという一つの目的を作ってそれに集中して話をしないと。町会で起きていることなど、いま皆さんが言われたことは全部本当のことだと思うのです。それと先ほど保井先生もおっしゃったけれども、運用面と条例との絡みをごっちゃになってしまっているものですから、よくわからない。資料をばっと読んだのですが、いっぱい字句が書いてあって、なんだかよくわからないというのが正直なところです。まず今日、1回目は共通認識を出していただければ、次回からは、その辺の部分をガイドしていただくために、こういうことをやっていこうという、それについて。それでも3回しかないわけですから、話がまとまるか。答申というかたちでは出るのでしょうけれども、我々が委員として発言したことが、価値がないとは言わないですけれども、どうなってしまうのかと思うので、ぜひとも委員の発言が一つのかたちになる核みたいなものを次回から示していただければ、話をもっと進むのかなと思います。

坂下委員 いろいろ資料をいただいたのですが、今度の条例は、自治基本条例とは違うもので、あまり責務だとかというところと本当にいろいろ難しい。区民の皆さんが区と一緒に考えていこう、もっと精神的に一緒にやっていこうとか、参加を促すというか、そういうことをまずやっていったほうがいいのではないかな。こう見ますと、難しい何々の責務とか、実際、これは書いてあるだけです。それでは、なかなかうまくいかないのではないかな。もっと柔らかいような推進条例にさせていただけたらなと思います。

小川委員 前回、「協治（ガバナンス）の仕組みづくり」の会議に参加させていただいたのですが、墨田がこれから進むべき道、まちづくりをどういうかたちでやっていくのがいいのかといったときに、いろいろな意見が出てきた。そういった中、平和宣言だとか、緑のまちづくり宣言とか、よくある都市宣言ではなくて、墨田区として、腰を据えた考え方が必要なのですよと。そのためには、きちんと条例というかたちとして、つまり、それまでは、協治という言葉について、概念なり理念なりを広めていくというようなものだったのではないかなと思うのですが、ある種、普遍的な部分をもちながら条例化していったほうがいいのではないかなということ、条例という言葉が出てきたと思うのです。あと、議員さんがなぜ検討会に入ってくるのか私もよくわからないのですが、当然、区民の代表として議事を掌っているわけですから、きちんと議会のチェック機能とかははっきりと反映されていたほうが、この条例を作るときに、多くの意見が盛り込めるのだらうということで、議員さんが入ってきているのだと思うのです。ですから、今回、言いつばなしの会議はやらないということで、この条例にきちんとしたかたちとして作っていただければいいかなと思います。

谷本委員 最初に私の投げたボールにいろいろなご意見が返ってきて、いろいろな観点があるのだなと皆さんのお話を聞いて思いました。今後の進め方というお話があったので、これは、ご提案ということで今、考えたのですが、先ほど保井先生からご紹介いただいたように、三つの場ということで、みんなで育てる区民、一緒につくる区役所、一緒につくる地域という、すごく柔らかくてわかりやすい言葉をいただいたなと思いました。よく資料8の検討フローを見ますと、例えば第2回のところで「すみだらしいコミ

ユニティづくり」というのがあって、これはもしかすると一緒につくる地域なのかな。第3回のところには、情報の共有や区政への参加が入っている。この辺がみんなで育てる区民という話なのかなと。第4回のところで主体の役割ということで、政府の話なども入ってきますので、ここが一緒につくる区役所の話なのかなと、ざっくりと私なりの理解をしたのです。そのぐらいの大きな枠組みで、回を重ねて議論をしていく中、条例にきちんと書いて規定していったほうがいいことをあとで整理していくとか、そういったやり方も手法としてあるということで、一つのご提案ということで申し上げておきます。

小川幹事 先ほど冒頭で、課長のほうから説明させていただきましたこの条例づくりの委員会が何を目標とするかという認識を一致させるということですが、今回は、各委員さんからそれぞれの考え方をを出していただくということになるかと思います。また、条例の検討として今回、お願いしたことは、諮問の内容に記してあるとおりでございますが、具体的にどういうことかということにつきましては、今日の資料5の2ページの3「条例のめざすべき方向性」の中で、三つのくくりがあるのではないかと考えている次第でございます。一つは、ガバナンスを推進するための基本的な考え方。二つには、それぞれどういう主体がどういう役割を担っていくかということ。三つ目には、そのための手段として情報の共有・区民参加の手続きなど。私どもは大きく三つのくくりを想定しているところですが、今後、皆さんから自由闊達なご意見をいただき、まとめていただきたいと考えている次第でございます。

岩瀬幹事 補足でご説明させていただきます。私の説明が不十分で、適切な言葉を使っていなかった部分もございました。資料8の検討フローでございますが、谷本先生からお話ございましたけれども、第2回、第3回、第4回それぞれにテーマを持たせていただいてご議論いただきます。そのあとすぐに中間のまとめとなっておりますが、あくまで4回目まで大きくくりでご議論いただいたあと、中間のまとめとして盛り込むべき内容をまとめるまでには、かなりの回数を重ねなければならないものと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

青山会長 私のほうからも、ちょっと意見を言ってもいいですか。地方自治法には議会は立法機関で、役所は執行機関としっかり決められているのですが、時代が変わっていけば、地方自治法と違うことをやっても私は構わないと思います。ただ、やはり基本的に憲法も二元制を決めています。地方自治体の長も議会も、住民が直接これを選挙すると決まっていますので、それを受けて地方自治法は、議会は立法機関、知事や区市町村長は執行機関という言葉を使っているわけです。ところが、実態としては、我々は議会はチェック機関というように、私は36年ずっと行政側だったのですが、行政側のほうはなるべくそういうふうにさせていただきたいと。これはいい態度か悪い態度かという悪い態度だと思えますけれど（笑）、そういう傾向があるのだと思えます。

ですから、本来的な姿からいうと、私はこういう条例を作るときは、むしろ議会がこの委員会を設置してもいいと思うぐらいでして、そう言うと役所のほうは、嫌がるかもしれないけれども、それはある程度緊張関係や綱引きがあっただけだと思います。そういう意味では、区がせっかくこういう場をつくってくれたのですから、私たちは立場にとらわれないで自由に議論して、いい答申を出していけばいいのではないかと思います。それが1点。

もう一つは、協治（ガバナンス）ということをずっと墨田区では議論してきているのですが、私の個人的な立場からいうと、三宅島の4年半、全島民が東京に避難してきたときに、私は失敗だらけだったと思っています。私は責任者でしたから、この次にあったら、必ずうまくやろうと思っていることがたくさんあるのです。失敗だらけだったと思いますが、唯一よかったのが、孤独死を出さなかったということです。これは神戸の

ときに仮設住宅という公共が設置をしているところで、2年間で300人を超す孤独死があった。孤独死というのは自然死なのだけれども、誰にもみとられずに亡くなって何日かたってからご遺体が発見されるということで、非常に人間の尊厳を損なうような死に方なのです。私はひとりで死にたいという人は多いのですが、実際には遺体はひどく傷みますから、悲惨な状況になってしまうわけで、それが三宅島のときには4年半のあいだ一つもなかった。なぜかといったら答えは簡単で、既存のコミュニティに預かってもらったからなのです。都営住宅、区営住宅、近隣の県営住宅、公団住宅、公社住宅に預かっていただいた。そこにはコミュニティがありますから様子を見てくれる。これはすごく大きな要素で、私たちが行政の側でいくら丁寧にこの人は週1回、この人は毎日1回といって巡回しても、実際にはなかなか孤独死というものは避けられないのです。孤独死がなかったということは、それだけコミュニティで面倒を見てもらったということで、私はやはり基本的に行政がやっとうまくいくことと、行政がやったらうまくいなくてコミュニティがやったほうがうまくいくことというのが、どうしても本質的にあると思うのです。

いい例として、数年前にヨーロッパで3万5000人ぐらい熱帯夜の連続で人が亡くなったことがあります。シカゴでも熱帯夜が1週間続いたときに3000人以上の人が孤独死しました。あのときに、シカゴ大学という社会学が盛んなところで、シカゴの市内を綿密にメッシュという編み目にしてコミュニティ単位で分析したのです。彼らが発見したのは、傾向として孤独死の死亡率が高い地域は、商業が衰退していて商店がなくなっている地域だという思わぬ結果が出てきたのです。みんなが行くようなお店があれば、そこで情報交換をして「今晚は熱帯夜だから、あなたのところはクーラーがないのだからこっちに来なさい」とか、その種のことが行われていて、地域の商店を軸にして孤独死が防げているという結果を、社会学と保健医療の分野からかなり綿密な結果を出したということがありました。

先ほど、墨田は共助で、という話がありましたけれども、そういうふうに経験的に思っていることが、結局、万国共通であるのだと思うのです。ですから、私は協治（ガバナンス）というのを、墨田にあるそういういいものを、さらに今後10年、20年見通して育てていくというふうにだいたい今までは議論してきたと思うし、まさに今日皆さんがおっしゃっていたように、そういう方向で、これをどう表現し、理解し、仕組みにするかということで、今後もぜひ議論して、ご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

提案をいたしますけれども、今後の進め方なのですが、資料8に今後の検討フローがありますが、次回は地域、コミュニティを中心にして議論して、その次は地域から区へという方向で、ここに書いてある情報の共有その他を議論していくというだいたいの流れを決めておく。そして、中間のまとめまで、何回も委員会を開催してもいいと事務局にも先ほど言ってもらいましたので、そういうことでとりあえず取りかかってみようということをご提案したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

委員一同 異議なし。

青山会長 では、そういうことでお願いをします。

9. その他

青山会長 それでは、事務局のほうから具体的な日程についてお願いします。

小川幹事 資料9に、今後の日程について記させていただいております。2回、3回の日程を一応定めさせていただきたいと思っております。第2回は来年の1月30日午後5時からということでございます。第3回につきましては、3月25日午後1時半からということで、場所はこちらを予定してございますので、よろしくお願いたします。

青山会長 では、そういうことでよろしゅうございますか。

委員一同 異議なし。

青山会長 それでは、よろしく申し上げます。今日はこれで終わります。ありがとうございました。

以上